

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八百津町長 金子 政則

市町村名 (市町村コード)	八百津町 (21505)
地域名 (地域内農業集落名)	福地集落 (第一、第二、第三、第四、第五、第六)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、町の山間地域に位置し、昭和50年から60年代に土地改良により圃場整備されたが、1区画の面積は比較的小さい地域である。農業者は、耕作者の約70%が70歳以上の高齢者で、後継者不足、担い手不足により、耕作放棄地の発生が心配されている。

元々、先祖から引き継いだ農地で耕作する兼業農家の多い地域であったが、近年は都市部へと移住する人が多くなった。

地域内では、農地を大規模に集積して水稻を作付けしている法人があるが、この法人が離農すると、これまで耕作されてきた農地を、今後どのように利用・管理していくかが課題である。また、鳥獣による被害も甚大で、耕作意欲の低下により、今後の地域農業の継続が懸念されている。

地域内の主な農産物は、水稻、そば、茶、エゴマ、雑穀である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者不足などによる担い手不足が課題であるため、新たな担い手が必要となってくる。新たな担い手と期待できる移住者の就農など、多様な経営体の参入に期待したい。

現在、地域内の農地を集約してそばを栽培しているグループがあるが、今後も継続することに期待する。

現在は、中山間地域等直接支払制度により耕作放棄地対策を行っているが、今後は、地域内の新たな担い手の確保・育成を図り、遊休農地の解消に繋げていく。

そば・エゴマといった、地域住民の手によって根付いた特色ある作物が栽培されているため、ふるさと納税等を活用して販路を拡大し、所得向上・栽培面積の維持・増加を目指す。水稻については、農作業を担う者の不足により、栽培面積の減少が懸念される。交流人口から移住者を獲得し、農作業を担ってもらうことで、栽培面積を維持したい。

山林周辺の農地では、獣害対策も考慮し農地の荒廃を防ぐ作物を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内にある農用地等で、農業上の利用が行われる区域。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手の耕作意欲の維持・向上のため、JAや県・町が一体となり、生産能力の向上、販路拡大、各種補助事業の活用等のサポートを実施する。また新たな担い手の確保のため、県・JA等の就農相談窓口との情報交換を積極的に実施する。就農希望者が現れた際には、農業委員会や集落の代表者が中心となり、地域の実情に応じた相談を行い、よりスムーズに就農できる態勢を整える。
(2)農地中間管理機構の活用方針
これまでは、地主と担い手の相対による貸借が主であったが、今後は農地中間管理事業による貸借に切り替え、国の機構集積協力金や町の補助金を活用し、担い手の支援・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA、可茂農林事務所、農業委員会と連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
中山間地域等直接支払制度等を利用しながら、耕作されない農地を保全・管理していき、公的捕獲や獣害防護柵の設置による鳥獣被害対策を行い、地域内での耕作意欲低下を防ぐ。				